

ることは君のごとくす、ある時官を進むために金の不足せるを、助力せられんことを乞ふ、住僧うけがひながら不審して、其もの金はいかにしてもてるやとはれしに、本堂の賽錢の箱に入らず、こぼれたるを折々に拾ひ置し也とこたへしとか、常に本堂の天井に住りとなん、さて此狐に限らず、官に進むとて金を用るよしの話ども聞るにつきて、稻荷の神官達に其金の納る所をとひしに、かつて知人なし、彼等が黨にての所爲ありや、亥られぬこと也。

〔半日閑話十四〕文政元年寅五月廿一日届書差出ス

御普請役町田相之助妹
あい

右愛義、四月二日より亂心様に御座候處得と相糺見候へば、大久保新田當山修驗大乘院に遣れ居候狐之由申聞候ニ付、右大乘院に遣われる狐にて、何等之譯を以乗移候哉、其段相尋候處、祈禱を頼れ、右布施料を申請度段、依之乗り移旨、大乘院差圖ニ付、乘移候段申聞不穩候間、家内之もの共、晝夜打懸り色々介抱仕、則大乘院觸頭之鳳閣寺江罷越、右之段始末相談候處、同寺申聞候は、大乘院義呼出、一通り承糺候上、挨拶可致旨申聞、同月七日、右鳳閣寺より大乘院并同人組合同道に而鳳閣寺差圖のよしにて、私方へ罷越病人江問答致度旨申聞候ニ付、親類共并私立會問答ニ及承候處、最初病人私共江申聞候通り、大乘院に遣われ候狐にて、則同人差圖ニ付、乘移り候段申聞候ニ付、大乘院義も一會之申披無之組合之者共義も及赤面候次第ニ付、私并親族共より申達候者、大乘院差圖ニ而爲乘移候義に候はゞ、早々立去候様可取計旨及懸合候所、右尋問之趣にては、何分大乘院身分難相立、此上心之及候丈者祈念致度段同人申聞候ニ付、勝手次第祈念可致旨及挨拶候に付、大乘院は勿論組合一同祈念いたし候處、病人義も快様子ニ付、此上再發之様子ニ候はゞ、組合之内へ申聞吳候様申置、一同罷歸候、然ル所同月晦日より、尙又再發之様子ニ而騷敷有之候ニ付、早速其段右組合江申達候處、猶又當月六日、大乘院其外組合一同罷越、病人江再應及尋問候處、